

平成 31 年度 事業計画書

社会福祉法人 敬和会

I 基本方針

平成31年度は、医療介護総合確保方針、第7期介護保険事業（支援）計画、医療保険制度改革などの医療と介護に関わる関連制度の一体改革と位置づけされます。

- ・ 医療・介護施設の機能分化と連携の推進(介護施設における医療提供のあり方等)
- ・ 在宅医療・介護の充実(看取りの対応等)が課題になります。

上記を踏まえ施設サービスの充実と居宅サービス事業を及び地域における社会貢献の在り方を考察しながら推進します。

「安定した経営体制」を福祉法人敬和会の経営理念を次のように明示し、重点目標により各事業の展開を図ります。

II 経営理念

1. 高齢者の人権を尊重し、「園訓」に基づき、利用者の安心とやすらぎの環境を提供し、公平公正な法人運営に努める。
2. 法人として、健全かつ活力ある経営に務めるとともに、先駆性・独自性を発揮し、市民の期待に応える。
3. 法人及び施設の機能を活用し、地域福祉の充実発展及び社会(地域)貢献に寄与する。

III 重点目標

3ヶ年の中長期目標として、ユニット型特別養護老人ホーム 昭寿園サンヒルズ、従来型小規模多床室特別養護老人ホーム昭寿園サンライズの統合化及び3階ユニット分短期定員10名をユニット型特別養護老人ホームへの定員増(120名)の転換を目指し、財政基盤のさらなる強化、及び経営の合理化を図る上で、第8期介護保険事業（支援）計画に反映できるよう日南市当局と随時協議を行う。

1. 中長期目標として、2階油津ユニット定員12名及び有料老人ホームの定員5名(公益事業)の再編をして定員17名の短期入所施設に転換を目指す。
2. 平成33年度介護報酬改定に伴う制度転換に対応できる体制づくりを行う。
「健康管理・介護予防」と『自立支援』に軸足を置いた新しい医療・介護システムの一翼を担い、介護分野における介護ロボットやAI(人工知能によるケアプラン策定支援システム)等の活用に向けた取組を図る。
3. 常勤配置医師の獲得を目指し、看取り介護等の専門機能を強化し、ベッド稼働率の安定向上を図る。

4. 社会貢献

1) 福祉倉庫事業(旧施設を活用)

社会福祉協議会、包括支援センター、居宅介護支援事業所等と連携し、生活困窮者に対し、中古介護ベッドを無料にて、貸出の事業を行う。

2) 日南市社会福祉協議会と協働して福祉・介護セミナー等講師派遣事業等を行う。

5. 改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の確立を図る。

6. 働き甲斐のある職場の実現と社会貢献

1) 次世代育成支援対策推進法に対応する敬和会行動計画の推進を図る。

7. 人材の確保、養成

日建学院 介護福祉士 実務者研修 (通信コース)を開講し専門人材を確保養成していく。

1) 当園と養護老人和幸園の看護職間の相互研修体制を構築する。

2) 介護福祉士等の専門職の資質向上を図る。

3) 介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士等、資格取得者に対する処遇改善

4) 介護支援専門員 (ケアマネージャー) の確保、育成

8. 研修及び研究

1) 法人内事業所毎の年間研修計画作成及び研修の成果を現場で生かす取り組み推進する。

2) 事例発表の推進と優秀事例についての報償制度の定着

3) 地域ケア会議の参加と要請に応じて事例提供

9. 組織、人事、給与システムの確立

キャリアパスの制度導入及び人事考課制度の制度設計運用

1)組織機構の確立

2)就業規則、給与規程の改正検討

3)人事交流

10. 事業内容の充実

1)経営基盤の確立と強化

2)総合的、継続的サービスの確立

3)居住環境の整備

4)サービスメニューと提供方法の充実

11. 開かれた施設経営

1)財務等に係る情報の開示 (ホームページ、会報)

2)第三者評価

3)権利擁護

4)苦情処理

5)介護サービス情報の公表(県)

6)ホームページの情報更新

1 2. 法人財政基盤整備と事業展開

1 3. 法人内リスク管理体制の強化

1)顧問弁護士との契約によるリスク管理

IV 運 営

1. 理事会及び評議員会の開催

2. 経営会議の開催

3. 監事及び関係機関による監査の実施

4. 役員の各種外部研究会、研修会への参加

5. 登記等法律行為の諸手続きならびに諸規則及び諸規程の改廃

6. 施設の整備及び補修

7. 資料の収集及び調査

8. その他の必要な事項

平成 31 年度事業計画書

ユニット型特別養護老人ホーム 昭寿園サンヒルズ

ユニット型短期入所生活介護(空床利用型)

ユニット型介護予防短期入所生活介護(空床利用型)

一. 基本方針

(1) ユニット型施設は、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室ごとにおいて、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(2) ユニット型施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者その者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

(3) ユニット型施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを尊重した運営を行い、市町村等保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。

二. 運営方針

- 1、ユニット型施設の入所定員は 80 名(1 ユニット 10 名の 8 ユニット)とします。
- 2、2 ユニットは協力ユニットとし夜勤体制は 2 ユニットに 1 名配置します。
- 3、ユニットは協力ユニットとし夜勤体制は 2 ユニットに 1 名配置します。
- 4、施設長等はユニット型施設と従来型多床室施設との兼務とします。
- 5、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員はユニット型施設専従とします。
- 6、ユニットケア指針に沿った高品質なケアを提供する。
- 7、新介護職員体制によりエビデンスに基づくケアの向上とリスク管理を強化する。
- 8、看護職員と介護職員の連携による医療的ケアに関する取り組みを実施する。
 - ア、施設内委員会の設置と指針により認定特定行為業務を行う。
 - イ、職場内研修会計画作成
 - ウ、配置医師への連携及び相談
 - エ、喀痰吸引等実施計画の策定とモニタリング
 - オ、介護保険有効期間終了時の利用者・家族への説明と同意

三. 重点目標

- 1、ベッド稼働率(利用率)96%以上(年間延べ利用者数28,032名)を目標とし、入居者の日々健康管理に留意し入院者の減少に努める。

- 2、認知症専門ケア加算Ⅰの算定要件を満たす取組を行う。
- ア 認知症介護実践リーダー養者等成研修に派遣し、資格取得者4名を目指す。
- イ 介護を必要とする認知症の利用者の占める割合を月末に統計化し、定員80名の二分の一以上に達しているかをモニタリングする。
- ウ 認知症ケアの留意事項の伝達、技術的指導に関する計画を作成し、チームとして専門的ケアを実施する。
- 3、新人介護職員の早期離職防止のためのプリセプター(エルダー・メンター)(新人指導担当者)制度を導入する。
- 4、褥瘡の発生予防のための管理に対する褥瘡マネジメント加算算定継続を目指す。(新規加算)
- 5、排泄支援加算算定を目指す。(新規加算)
- 6、入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対して、あらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定める。
- 7、平成28年度、ICT(介護・看護現場で介護等記録システム)導入後、利用者のケアプラン及び介護・看護、リハビリ、栄養ケアマネジメント、口腔衛生管理等、情報共有し、チームによる介護の質を向上させる科学的、専門的ケアサービス提供する。又記録業務の効率化を図り、残業を削減する成果を上げよう目指す。
- 看取りケアに資する見守りセンサー導入検討する。

IV、地域から信頼される専門的ケアの提供

- ① 看取りケアの体制構築のステップを最終段階に移行する。
- ② 口腔・栄養管理に係る取組の充実を図る
- 敬和会直営方式の確立による地産地消の食事の提供(法人内給食業務の統合によるコスト低減を踏まえた高品質な食事の提供)
- 歯科医師等の指導を受け経口摂取不全の対応の強化
- ア、 全身状態等の評価
- イ、 摂取環境の整備と姿勢の対応
- ウ、 口腔内環境の整備と口腔機能へのアプローチ
- エ、 摂取機能に適した食形態と必要栄養の検討の強化
- ③ ユニット単位で「多職種によるチームケア」をテーマにして研究事例報告を行う。
- ④ 優秀事例は全国大会等で初表・報告の機会を積極的に行う。
- ⑤ 感染症対策要綱及び安全管理要綱によりリスク管理機能強化を図る。(月1回の委員会の開催)
- 介護・看護ミス0作戦を展開する。

ユニット毎に感染症対策マニュアルに沿ったシミュレーション訓練を実施する。

各部署リスクマネージャー担当者によるリスク管理強化を行う。

- ⑥ 社会福祉法人敬和会福祉サービス第三者委員会を開催し福祉サービスの改善と苦情処理状況の連携を円滑に行う。

- ⑦ 個人情報保護については社会福祉法人敬和会個人情報に関する基本方針等に沿った対応を行なう。
- ⑧ 平成 18 年度より身体拘束「0」達成した。継続して身体拘束に関する施設内取り扱い指針を遵守する。
- ⑩ 昭寿園職員倫理指針及び職員行動遵守事項に沿った実践を図る。
- ⑪ 業務分掌による業務の遂行と見直しで各部署の責任の明確化を図り権限委譲等検討する。
- ⑫ 文書管理要綱により適切な管理体制を目指す。

平成 31 年度事業計画書

従来型多床室特別養護老人ホーム昭寿園サンライズ

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

一. 基本方針

- (1) 社会福祉法、老人福祉法並びに介護保険法の理念に基づき、利用者の人権を尊重し、園訓に従って清潔で、明るく楽しい思いやりのある温かい生活の場作りに努める。
- (2) 施設内外の整備美化に努め、併せて常に利用者の身の周りの整理整頓に心掛け、生活環境の整備を図る。
- (3) 介護報酬の適正かつ効果的な運用と執行に努める。
- (4) 関係機関、地域社会との交流を密にし、施設の機能を開放し地域の利用に供するとともに、地域の老人福祉資源としての存在価値を認められる施設づくりに努める。
- (5) 利用者及び家族とのコミュニケーションを密にし、ニーズ把握を行い、利用者の施設サービス向上に努める。
- (6) 各専門職の独自性と責任体制を明確化し連携を図りつつ、より良い施設づくりを目指す。

二. 運営方針

- 1、従来型多床室の入所定員は 30 名とします。
- 2、夜勤体制は 2 名配置します。
- 3、2 階、3 階の夜勤は配慮して連携を行いながら事故防止を図ります。
- 4、施設長等は従来型多床室施設とユニット型施設の兼務とします。
- 5、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員は従来型多床室施設専従とします。
- 6、ユニットケアに準じた高品質なケアを提供する。
- 7、新介護職員体制によりエビデンスに基づくケアの向上とリスク管理を強化する。
- 8、看護職員と介護職員の連携による医療的ケアに関する取組体制を維持する。
 - ア、施設内委員会の設置と指針により認定特定行為業務を行う。
 - イ、職場内研修会計画作成
 - ウ、配置医師への連携及び相談
 - エ、喀痰吸引等実施計画の策定とモニタリング
 - オ、介護保険有効期間終了時の利用者・家族への説明と同意

三. 重点目標

1、長期 ベッド稼働率(利用率)98%以上(年間延べ利用者数10,731名)を目標とし、入居者の日々健康管理に留意し入院者の減少に努める。

2、短期 短期利用者のニーズを充足する対策を取り、ベッド稼働率(利用率)75%以上(年間延べ利用者数6,023名)を目標とする。

又中重度の要介護者を70%以上受け入れる体制づくりを行い新加算算定を目指す。

- 3、認知症専門ケア加算Ⅰの算定要件を満たす取組を行う。
 - ア 認知症介護実践リーダー養者等成研修に派遣し、資格取得者2名を目指す。
 - イ 介護を必要とする認知症の利用者の占める割合を月末に統計化し、定員30名の二分の一以上に達しているかをモニターする。
 - ウ 認知症ケアの留意事項の伝達、技術的指導に関する計画を作成し、チームとして専門的ケアを実施する。
- 4、ユニットケアの移行の準備として、ユニットリーダー資格者2名を目指すと共に。新人介護職員
の早期離職防止のためのプリセプター(エルダー・メンター)(新人指導担当者)制度等導入する。
- 5、看取りケアの算定要件を満たし、実践例の実績を作り、看取りアンケート等で家族に周知を図る。
- 6、介護サービスの安全・安心を確保する観点からの取り組みの推進する上で身体的拘束等の適正化基準を満たす取り組みを実施する。(減算未然防止対策)
- 7、褥瘡の発生予防のための管理に対する褥瘡マネジメント加算算定を目指す。(新規加算)
- 8、排泄支援加算算定を目指す。(新規加算)
- 9、入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対して、あらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定める。

IV、地域から信頼される専門的ケアの提供

- ① 歯科衛生士を配置し、歯科衛生士が行う口腔ケアの回数月2回以上実施し、口腔衛生管理を継続する。
- ② 口腔・栄養管理に係る取組の充実を図る
敬和会直営方式の確立による地産地消の食事の提供(法人内給食業務の統合によるコスト低減を踏まえた高品質な食事の提供)
歯科医師等の指導を受け経口摂取不全の対応の強化
全身状態等の評価
ア、摂取環境の整備と姿勢の対応
イ、口腔内環境の整備と口腔機能へのアプローチ
ウ、摂取機能に適した食形態と必要栄養の検討の強化
- ③ ユニット単位で「口腔ケア」等をテーマにして研究事例報告を行う。
- ④ 優秀事例は全国大会等で初表・報告の機会を積極的に行う。
- ⑤ 感染症対策要綱及び安全管理要綱によりリスク管理機能強化を図る。(月1回の委員会の開催)
介護・看護ミス0作戦を展開する。
ユニット毎に感染症対策マニュアルに沿ったシミュレーション訓練を実施する。
各部署リスクマネージャー担当者によるリスク管理強化を行う。

- ⑥ 社会福祉法人敬和会福祉サービス第三者委員会を開催し福祉サービスの改善と苦情処理状況の連携を円滑に行う。
- ⑦ 個人情報保護については社会福祉法人敬和会個人情報に関する基本方針等に沿った対応を行なう。
- ⑧ 平成 18 年度より身体拘束「0」達成した。継続して身体拘束に関する施設内取り扱い指針を遵守する。
- ⑨ 昭寿園職員倫理指針及び職員行動遵守事項に沿った実践を図る。
- ⑩ 業務分掌による業務の遂行と見直しで各部署の責任の明確化を図り権限委譲等検討する。
- ⑪ 文書管理要綱により適切な管理体制を目指す。
- ⑫ 認知症加算の要件である認知症介護実践養成研修に派遣する。

平成 31 年度事業計画書

昭寿園通所介護事業所

1 号通所事業所(通所型サービス)

1. 基本方針

(1) 昭寿園通所介護事業所(以下「事業所」という。)は介護保険法の理念に基づき、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、通所の方法により各種サービスを提供することにより自立的生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な労苦の軽減を図るものとする。

(2) 通所型サービスの利用者は、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2. 運営方針

(1) ア、事業所は、利用者が要介護状態の場合、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

イ、事業所は、利用者が要支援状態の場合、要介護状態にならないよう可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

(2) 必要な日常生活上の支援等及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図られるよう援助を行うものとする。

(3) 事業の実施に当たっては、居宅支援事業所、日南市地域包括センター、医療・福祉サービス事業所等との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 重点目標

(1) 昭寿園通所介護事業所及び 1 号通所事業所(通所型サービス)は、一体的に運営し、全体利用率 67% 以上を目指す。

(2) 通所介護における心身機能の維持に係るアウトカム評価のADL維持加算算定を目指す。
一定期間内に当事業所を利用した者のうち、ADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いのモニタリングを定期的に行い、一定の水準を超えているかを評価する。

(3) 栄養スクリーニングに関する新加算算定を目指す。

管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で提供し共有する。

- (4) 地域包括ケアシステム構築に資するサービスを提供するため、認知症対応機能力強化、重度者対応機能の強化及び心身機能訓練から生活行為力向上訓練まで総合的に行う機能の充実を図る。
- (5) 団塊の世代に対応できる特色のあるアクティビティ等プログラムの検討中、お菓子作り等のプログラムを検討し利用者も参加できるサービス提供を行う。
- (6) ロコミ広報活動・パンフレットの地域への回覧等及び当法人「ゆうほどう」のホームページにてデイ便り広報活動を行う。

4. 運営取扱方針

- 1) 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づき通所介護計画又は通所介護予防計画を専門的に立案し、それに沿ったサービスを提供する。
- 2) 介護支援専門員よりアセスメントに関する情報収集を行い利用者の心身の状況を把握し又モニタリングを実施する。
- 3) 年間研修計画に基づき通所介護職員の資質の向上を図る。
- 4) 通所介護職員は自己健康管理に細心の注意を払うと共に年1回健康診断を受ける。
- 5) 通所介護職員職業倫理指針及び職員行動遵守事項に基づき、専門職としての自覚をもって職務を遂行する。

5. 事業内容（介護予防サービスも含む）

- ① 入浴サービス
入浴介助マニュアル等を活用し、安心、安全なサービス提供を行う。
- ② 食事サービス
給食委員会の設置。
ア 給食サービスの向上を目指して定期的に委員会を行う。
- ③ 生活指導（相談援助等）
 - ・ 生活面等に関する相談および助言・指導及びその他の相談
 - ・ 食生活面に関する相談
 - ・ 利用者の最近の身体の調子や健康面に関する相談。
- ④ 機能訓練（日常動作訓練、生活行為向上訓練）
地域での生活が維持できるように、機能訓練指導員等が利用者宅を訪問した上で運動機能向上個別計画作成又は介護予防運動機能向上個別計画作成しそれぞれに沿った訓練を各利用者に提供する。又3ヶ月以内の訪問を行いモニタリングし見直しを行う。
- ⑤ 排泄の介助
- ⑥ 健康状態の確認と対応
 - ・ 利用者の顔の表情、食事摂取の状況、話ぶり及び身体状況から健康状態を把握し確認する
 - ・ 到着時必ず利用者全員に対して看護職員による検温・検脈・血圧測定を実施する。
 - ・ 異常等発見した場合は家族、医療機関及び担当介護支援専門員との連携を行う。
- ⑦ レクリエーションプログラムの充実化と昭寿園・和幸園との交流

- ⑧ 送迎サービス
 - ・送迎車の安全点検及び安全運転を事故対応マニュアルにて毎日行う。
 - ・送迎マニュアルを活用して安全確保するため利用者に対し見守り等を行う。
- ⑨ 利用者の事故時の対応
 - ・賠償責任保険に加入する。
 - ・事故対応マニュアルにて処理する。
- ⑩ 非常災害対策
非常災害等の訓練計画により必要な訓練を行う。

- ⑪ 緊急時の対応 ⑥の対応と利用者一人一人の主治医の把握及び緊急連絡先を確保
- ⑫ 衛生管理 研修計画等で食中毒及び感染症対策を行うと共にシミュレーションを行う。
- ⑬ 苦情処理 苦情処理マニュアルに沿った適切な対応を行う。
- ⑭ 介護・看護事故 0 作戦(ひやりはっと報告の推奨)
リスクマネージャー担当者によるリスク管理強化を行う。

5. 地域福祉への協力

日南市福祉関係機関等より介護教室等要請がある場合は、昭寿園通所介護設備、機能及び専門的知識を提供し、地域福祉増進に寄与する。

平成 31 度事業計画書

昭寿園訪問介護事業所
第 1 号訪問(訪問型サービス)事業所

1. 目 的

昭寿園訪問介護事業所（以下「事業所」という）は介護保険法、障害者自立支援法の理念に基づき、事業所の介護福祉士又は訪問介護員等を派遣し、要支援及び要介護状態にある高齢者及び障害者等に対し日常生活の支援、介護を行い、対象者が健全で安らかな生活を営むことができるように援助することを目的とし福祉の向上を図るものとする。

2. 基 本 方 針

- (1) ① 事業所は、利用者が要介護状態の場合、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
 - ② 事業所は、総合事業対象者の利用者が、専門的サービスとして介護予防訪問介護が特に必要な場合、訪問介護員による身体介護又は生活援助の支援を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- (2) 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、日南市地域包括支援センター、医療・福祉サービス事業所等との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 運営取扱方針

- 1) 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づき訪問介護計画又は訪問介護予防計画を専門的に立案する。
- 2) すべての訪問介護員に対して個別研修を計画し、研修を実施することで専門性の向上を図ると共に加算要件を満たすことを目標とする。
- 3) サービス提供責任者を中心にした利用者ニーズに対応したチームケアを確立する。
- 4) 利用者の個別ニーズをアセスメント表にて、心身状況を的確に把握し、訪問介護計画(ケアプラン)を策定後、それに基づいた援助及びモニタリングを実施する。
- 5) サービス提供責任者の責務として訪問介護の現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から居宅介護支援事業者等のサービス関係者に情報提供を行い共有する。

重点目標

- 1) 特定事業所加算Ⅱから特定事業所加算Ⅰへと加算率向上を目指す。
- 2) 訪問介護員として優秀な人材の確保に努める。
- 3) 有料老人ホームへの訪問介護サービス等事業展開を図る。
- 4) 昭寿園訪問介護員職業倫理指針及び職員行動遵守事項に基づき、専門職としての自覚をもって職務を遂行する。
- 5) 地域包括ケアシステムに資するサービスを模索する。
- 6) 利用者等に関することで訪問介護員からの相談等に応じる支援等の定着化を図る。
- 7) 当法人のホームページ「ゆうほどう」広報活動を行う。
- 8) 当法人の職長会議を通してヘルパー活動実績を報告し、業績向上を図る。
- 9) リスクマネージャー担当者によるリスク管理強化を行う。
介護事故0作戦(ひやりはっと報告の推奨)

4. 事業内容

- 1) 入浴、排泄、食事等の介護（身体介護）又は調理、洗濯、掃除等の家事（生活援助）を総合的にサービス提供する。
- 2) 利用者の事故時の対応
 - ・賠償責任保険に加入する。
 - ・事故対応マニュアルにて処理する。
- 3) 緊急時の対応
利用者一人一人の主治医の把握及び緊急連絡先を確保
- 4) 衛生管理等
研修計画等で食中毒及び感染症対策を行う。
- 5) 苦情処理
苦情処理マニュアルに沿った適切な対応を行う。

5. 介護保険給付外サービスの提供

特例措置としての取扱

要支援・要介護状態にある利用者で子供と同居していると理由のみで介護保険給付サービスが認められない場合に限定する。

担当介護支援専門員が調理等の支援がないと生活に極めて困窮すると要請があり、調査し該当すると判断できるときは、介護保険給付外サービスの提供を行う。

平成31年度 事業計画書

昭寿園ケアプラン作成事業所

1. 基本方針

昭寿園ケアプラン作成事業所(以下「事業所」という。)は、次ぎのとおり基本方針を定め、質の高いケアマネジメントを行うことを目指す。

1. サービス提供主体からも実質的に独立して、公正中立性を確保した事業運営に努める。
2. 一定数の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が常勤配置され、支援困難ケースでも適切に処理できる体制を整備する。

2. 運営方針

- (1) ア、事業所は、利用者が要介護状態の場合、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
イ、 事業所は、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ(遅らせる)」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援する。
- (2) 事業所は、利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ必要な協力を行う。
- (3) 事業所は、利用者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保険・医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業所の連携を得て、総合的かつ効果的に居宅サービス計画書等を提供されるよう配慮に努める。
- (4) 事業所は、関係市町村から介護認定調査の委託を受けた場合は公平、中立、さらに、被保険者に対し正しい調査を行い、その知識を有するよう研鑽する。
- (5) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたち、利用者に提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公平、中立に行う。又契約時の説明等利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等(当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること)を説明し、公正中立なケアマネジメントを行う。
- (6) 事業所は、地域包括ケアシステム構築に資するため、地域包括支援センターとの連携体制の構築及び地域ケア会議等によるネットワーク作りの一翼を担うと共にケアマネジメントの事例を状況に応じ提供する。

3. 運営目標

- ① 特定事業所加算Ⅱから特定事業所加算Ⅰへと加算率向上を目指す。
- ② ターミナルケアマネジメント加算の取り組みを着手する。
- ③ ケアプラン支援システムAI(人工知能)導入の検討を行う。
- ④ ケアマネジメントの質を確保する観点からサービス提供事業所の紹介を公平・公正な立場で行うと共に、減算適応要件(80%以下)に留意する。具体的には、訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与を対象とする。
- ⑤ サービス提供事業所の意識の共有を図る観点から、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別のサービス計画の提出を求める。
- ⑥ 利用者の満足度アンケート調査を実施し改善点の有無を検討する。
- ⑦ 老人福祉法、介護保険法等及び関係法令、当法人の規定等の理解に努め、法令遵守する。
- ⑧ 介護支援専門員倫理及び介護支援専門員の基本姿勢事項に沿って実践を図る。
- ⑨ インターネット等を利用し、各事業所情報収集の強化及びサービス内容案内を行う。
- ⑩ 当法人の職長会議を通して実績を報告し、業績向上を図る機会とする。
- ⑪ ロコミ広報活動及び当法人のホームページ「ゆうほどう」にて広報活動を行う。

4. 事業内容

- (1) 介護支援専門員1名に対して要介護状態の利用者35名を限度としてケアマネージメントサービスの提供を行う。
- (2) 課題分析、居宅サービス計画、サービス担当者会議等のケアマネジメント業務を居宅介護支援などの運営基準にて沿って適切に行うと共に介護報酬減算とならないように一元化した管理を行う。
- (3) 日南市東地区地域包括支援センターからの委託契約により、総合事業対象者の利用者の介護予防支援サービス等の提供を行う。
- (4) 介護支援専門員毎、適切な給付管理等を行う。
- (5) その他
 - ① 監査指導に基づいた主治医との連携と記録
 - ② 介護保険施設等の紹介及び連携

5. 管理体制

- (1) 常勤の主任介護支援専門員を管理者とする。
- (2) 常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整える。
- (3) 介護支援専門員、5名体制に維持し、稼働率向上を図る。
- (4) リスクマネジャー担当者によるリスク管理強化を行う。